

木更津市告示第102号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係図面は木更津市環境部生活環境課において閲覧に供する。

平成24年4月1日

木更津市長 水 越 勇 雄

指定地域

用途地域並びに市街化調整区域のうち大字高柳字宮ノ前、壺貫目、水深、下花立、反町、新林、沖田、大島、望陀川原及び柳荻台の全部の地域並びに字初崎、上花立、谷原、八軒家及び柳原の一部の地域、大字本郷1丁目の一部の地域、大字高柳1丁目の一部の地域、大字牛袋字高塚、午房山、図那山、新林及び谷原の全部の地域並びに字吾妻山の一部の地域、大字長須賀字沖ノ谷、三反田、上越戸及び谷田の全部の地域並びに字鍛冶ノ下、北谷原、爺田、池ノ下及び東谷の一部の地域、大字菅生字岩崎、溝下、大寄、長町、豊岡、市坪、咲美、祝崎、峯、宮前、神崎、高千穂、原前、恵崎、上台、小栗、仲田、1丁目及び芝ノ下の全部の地域並びに字上谷の一部の地域、大字椿字宿、高橋、原田、下谷、中谷、権現下、上谷、石田及び関下の全部の地域並びに字上谷田の一部の地域、大字笹子字外原田、高橋、宮ノ下及び林崎の全部の地域、大字桜井字九反目の全部の地域並びに字沢井、峰、吉添、日月及び根本の一部の地域、大字下烏田字道添及び町田の全部の地域並びに字根崎の一部の地域、大字大久保字永江谷及び塩処の全部の地域並びに字中越、石澄、里見、鶴見、円ノ内及び勝象谷の一部の地域、大字畑沢字岡清水、滝沢、八幡越及び大日向の全部の地域並びに字中清水の一部の地域、大字請西字鹿嶋塚及び平川の一部の地域、大字矢那字下田、田花咲、金谷台、鴈原、上金谷、明石口、矢畑、天神前、内山、中郷、上中郷、下中郷、野際、大原、駒原台、伊豆山、花山、田面、駒原、下村、橋本、大下、寺ノ台、露崎、上猪台、猪台、八反目、下沢田、台圃、八光殿、長作、高鳥、小長作、向井、ノ引、坂下、上根田及び下名主ケ谷の全部の地域並びに字金二矢、熊ノ下、中溝、中金谷、蔵ノ下、半福、上沢田及び兎谷の一部の地域、大字草敷字下蓑ケ入、出合、下草敷谷及び上草敷谷の全部の地域、大字下郡字八幡台、間向台、梵杭谷、湯名前、上湯名下及び湯名谷の全部の地域並びに字湯名及び高塚の一部の地域、大字大稲(旧大久保)字代畑、宮ノ脇及び分目の全部の地域並びに字久保及び田丸の一部の地域、大字大稲(旧稲荷塚)字竹ノ下、野伯及び田丸の一部の地域、大字大稲字堀上の一部の地域、大字真里谷字田丸の全部の地域並びに字山王下、南山王宿、赤坂、西赤坂及び柳戸の一部の地域、大字真里字谷下、北橋本、石畑、柿ノ木及び篠崎の一部の地域、大字下内橋字諏訪原の一部の地域、大字茅野字西延谷、小作田、正木田、井戸尻、祈祷町及び久祢内の全部の地域並びに字東延谷、柳戸、京田、竹ノ下、大町、仲山田、石川原、由那向及び舞台の一部の地域、大字上望陀字

与町282番の1地先から大字下望陀字芝野480番の1地先までの館山自動車道の両側
100メートルの地域並びに大字椿字下谷田685番の5地先から大字大久保字四反目3
68番の1地先までの館山自動車道の両側100メートルの地域

備考 市街化調整区域、用途地域及び風致地区とは、平成24年4月1日現在において、都市
計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項並びに第8条第1項第1号及び第7号
の規定により定められた区域、地域及び地区をいう。